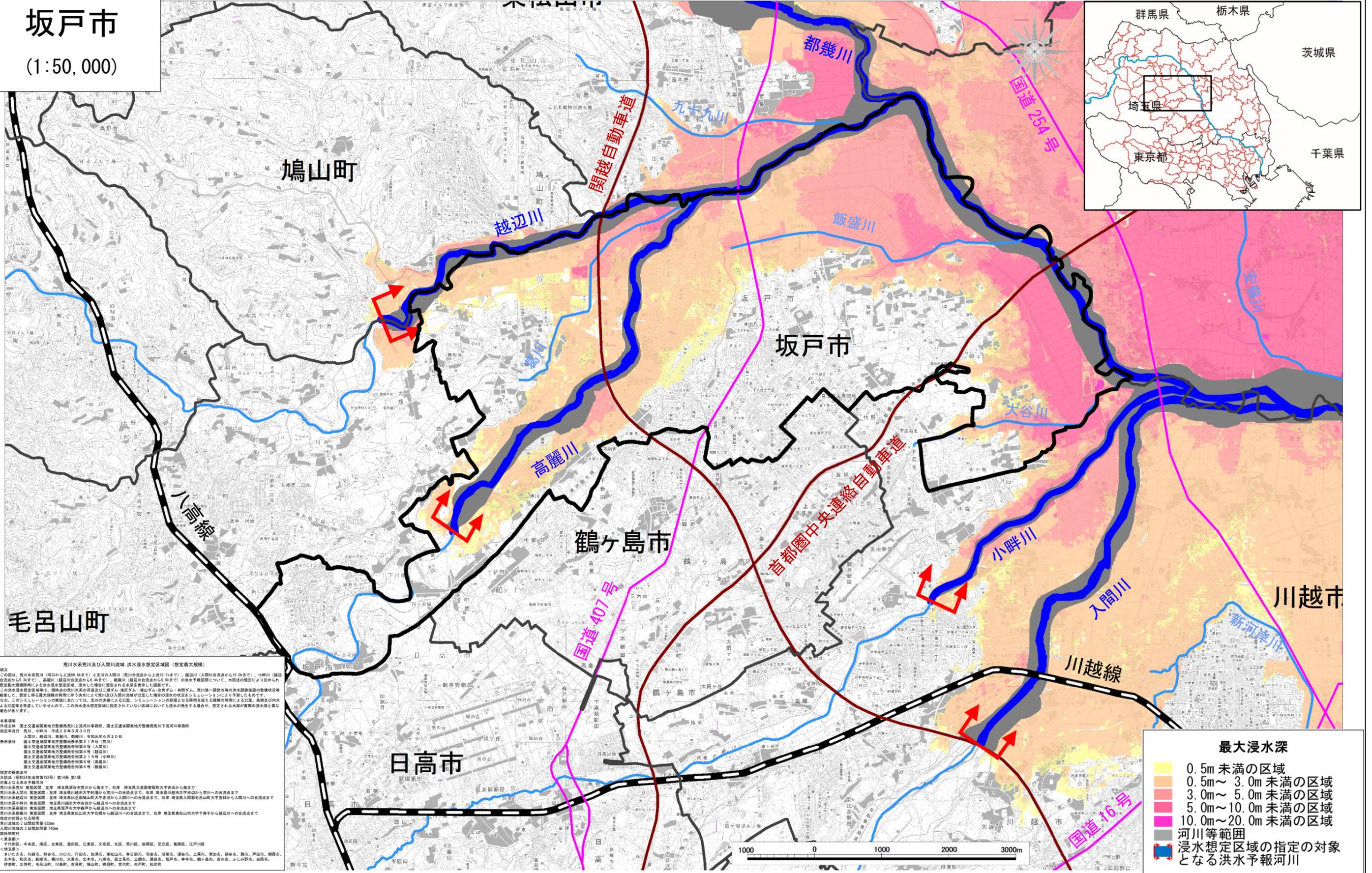


荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

坂戸市
(1:50,000)



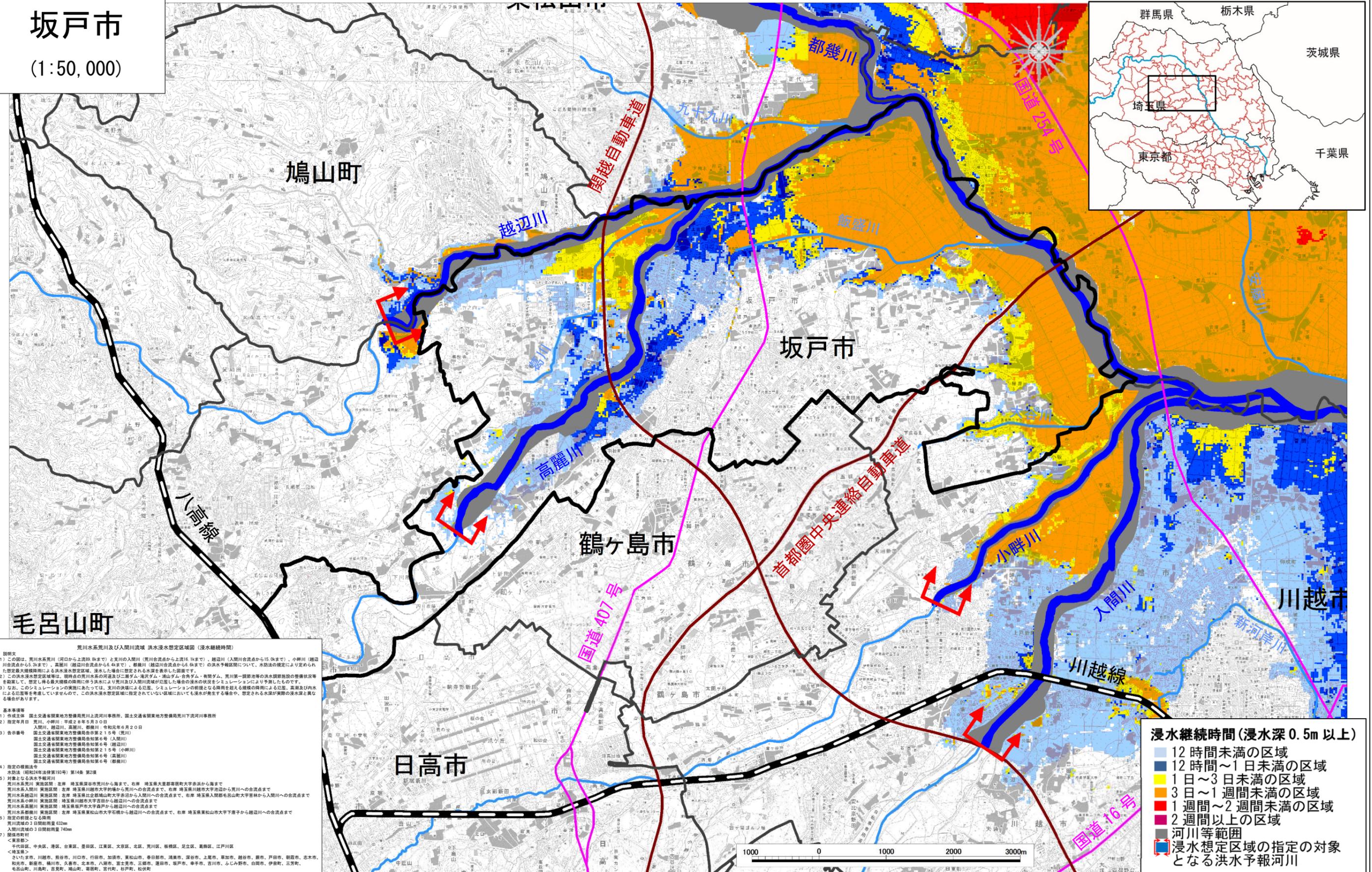
1 説明文
 荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）
 (1) この図は、荒川水系荒川（河口から上流約 80 ㎞まで）と支川の入間川（荒川合流点から上流 16 ㎞まで）、越辺川（入間川合流点から上流 15.0 ㎞まで）、小群川（越辺川合流点から上流 5.0 ㎞まで）、高麗川（越辺川合流点から上流 6.6 ㎞まで）、飯盛川（越辺川合流点から上流 6.6 ㎞まで）の洪水予報区域について、水防法の規定により定められた想定最大規模洪水による洪水浸水想定区域、浸水した場合は想定される浸水深度を示した図である。
 (2) この洪水浸水想定区域等は、現時点の荒川水系の河床及び二重ダム・堤防ダム・合弁ダム・有明ダム、荒川第一調節池等の洪水調節施設の整備状況等を勘案して、想定される最大規模の洪水（洪水流量及び洪水到達時刻）に基づき、シミュレーションの前提となる河床の想定とシミュレーションにより予測したものである。
 (3) なお、このシミュレーションの前提にあたっては、支川の河床による浸水、シミュレーションの前提となる河床を超える規模の降雨による浸水、高麗及び内水による浸水等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される浸水深度の実際の浸水深度となる場合があります。
 2 基本事項
 (1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局川上流河川事務所、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
 (2) 指定年月日 荒川、小群川：平成 28 年 5 月 30 日
 入間川、越辺川、高麗川、飯盛川、鶴ヶ島市：令和 4 年 6 月 20 日
 (3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第 15 号（荒川）
 国土交通省関東地方整備局告示第 6 号（入間川）
 国土交通省関東地方整備局告示第 6 号（越辺川）
 国土交通省関東地方整備局告示第 215 号（小群川）
 国土交通省関東地方整備局告示第 6 号（高麗川）
 国土交通省関東地方整備局告示第 6 号（飯盛川）
 (4) 指定の根拠法令 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条 第 1 項
 (5) 対象となる洪水予報河川 荒川水系荒川 指定区域：左岸 埼玉県深谷市荒川から海まで、右岸 埼玉県大里郡深谷町大字赤浜から海まで
 荒川水系入間川 指定区域：左岸 埼玉県川越市大字の境から荒川への合流点まで、右岸 埼玉県川越市大字池田から荒川への合流点まで
 荒川水系越辺川 指定区域：左岸 埼玉県北本郡山崎大字赤浜から入間川への合流点まで、右岸 埼玉県入間郡毛呂山町大字野村から入間川への合流点まで
 荒川水系小群川 指定区域：埼玉県川越市大字赤浜から越辺川への合流点まで
 荒川水系高麗川 指定区域：埼玉県川越市大字赤浜から越辺川への合流点まで
 荒川水系飯盛川 指定区域：左岸 埼玉県東松山市大字下子から越辺川への合流点まで、右岸 埼玉県東松山市大字下子から越辺川への合流点まで
 (6) 指定の前提となる条件 荒川流域の 3 日間総雨量 82mm
 入間川流域の 3 日間総雨量 74mm
 (7) 関係市町村 <東京都>
 平谷町、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、文京区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
 <埼玉県>
 さいたま市、川越市、越谷市、川口市、行田市、加須市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、戸田市、鶴ヶ島市、志木市、和光市、朝霞市、桶川市、久米町、北本町、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、飯沼市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、西川町、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、川島町、吉野町、鳩山町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町

最大浸水深
 0.5m 未満の区域
 0.5m～ 3.0m 未満の区域
 3.0m～ 5.0m 未満の区域
 5.0m～ 10.0m 未満の区域
 10.0m～ 20.0m 未満の区域
 河川等範囲
 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川

※「この地図は、国土地理院町の承認を得て、同院発行の 2 万 5 千分の 1 地形図を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1370 号）」

荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

坂戸市
(1:50,000)



浸水継続時間（浸水深0.5m以上）

- 12時間未満の区域
- 12時間～1日未満の区域
- 1日～3日未満の区域
- 3日～1週間未満の区域
- 1週間～2週間未満の区域
- 2週間以上の区域
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川

1 説明文
 (1) この図は、荒川水系荒川（河口から上流約8kmまで）と支川の入間川（荒川合流点から上流16.1kmまで）、越辺川（入間川合流点から15.0kmまで）、小畔川（越辺川合流点から3.5kmまで）、高麗川（越辺川合流点から6.4kmまで）、都幾川（越辺川合流点から1.6kmまで）の洪水予報期間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 (2) この洪水浸水想定区域等は、現時点の荒川水系の河堤及び二重ダム・滝沢ダム・浦山ダム・合身ダム・有明ダム、荒川第一調節池等の洪水調節施設の整備状況を踏まえて、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により荒川及び入間川流域が浸水した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実績にあたっては、支川の決壊による氾濫、シェーディングの影響を受ける構造物による影響、家屋及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所、国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所
 (2) 指定年月日 荒川、小畔川：平成28年5月30日
 入間川、越辺川、高麗川、都幾川：令和元年6月20日
 (3) 告示番号 国土交通省関東地方整備局告示第215号（荒川）
 国土交通省関東地方整備局告示第6号（入間川）
 国土交通省関東地方整備局告示第6号（越辺川）
 国土交通省関東地方整備局告示第215号（小畔川）
 国土交通省関東地方整備局告示第6号（高麗川）
 国土交通省関東地方整備局告示第6号（都幾川）

(4) 指定の根拠法令
 水防法（昭和24年法律第193号）第14条 第2項

(5) 対象となる洪水予報河川
 荒川水系荒川 実施区域：左岸 埼玉県深谷市荒川から湯島まで、右岸 埼玉県深谷市荒川から湯島まで
 荒川水系入間川 実施区域：左岸 埼玉県川越市大字岩倉から荒川への合流点まで、右岸 埼玉県川越市大字岩倉から荒川への合流点まで
 荒川水系越辺川 実施区域：左岸 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼から入間川への合流点まで、右岸 埼玉県入間郡毛呂山町大字岩倉から入間川への合流点まで
 荒川水系小畔川 実施区域：埼玉県川越市大字吉田から越辺川への合流点まで
 荒川水系高麗川 実施区域：埼玉県川越市大字吉田から越辺川への合流点まで
 荒川水系都幾川 実施区域：埼玉県川越市大字吉田から越辺川への合流点まで、右岸 埼玉県深谷市大字下湯子から越辺川への合流点まで

(6) 指定の前提となる降雨
 荒川流域の3日間総雨量42mm
 入間川流域の3日間総雨量74mm

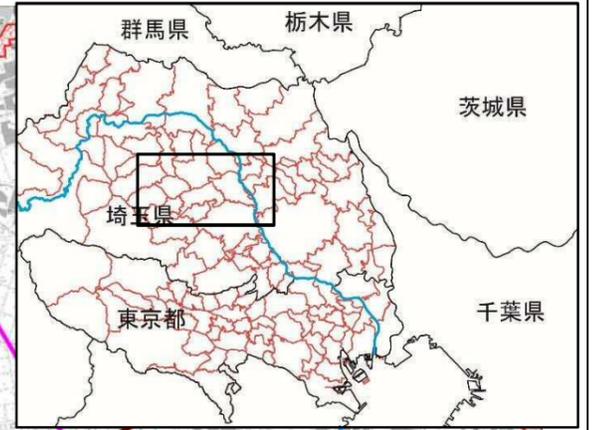
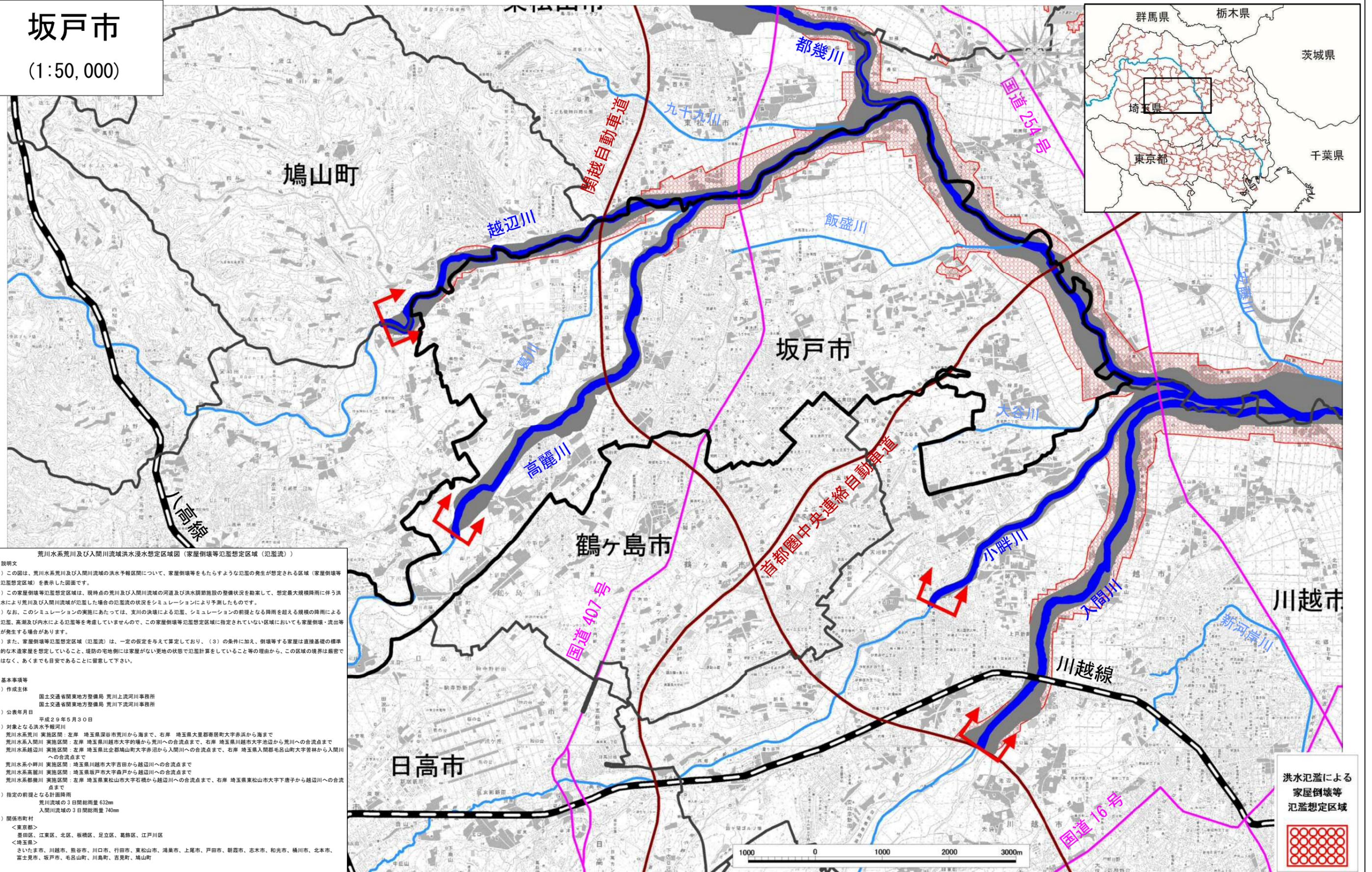
(7) 関係市町村
 <東京都>
 千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、文京区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
 <埼玉県>
 さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、栗山町、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新倉市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊勢崎、三芳町、毛呂山町、川島町、各務町、鳩山町、寄居町、吉代町、杉戸町、松伏町

※「この地図は、国土地理院町の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1370 号）」

荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））

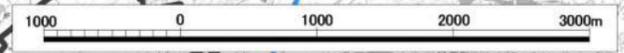
坂戸市

(1:50,000)



- 1 説明文
- この図は、荒川水系荒川及び入間川流域の洪水予報期間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
 - この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の荒川及び入間川流域の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により荒川及び入間川流域が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
 - また、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。
- 2 基本事項等
- 作成主体
国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所
国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所
 - 公表年月日
平成29年5月30日
 - 対象となる洪水予報河川
荒川水系荒川 実施区間：左岸 埼玉県深谷市荒川から海まで、右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜から海まで
荒川水系入間川 実施区間：左岸 埼玉県川越市大字的場から荒川への合流点まで、右岸 埼玉県川越市大字池辺から荒川への合流点まで
荒川水系越辺川 実施区間：左岸 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼から入間川への合流点まで、右岸 埼玉県入間郡毛呂山町大字吉林から入間川への合流点まで
荒川水系小群川 実施区間：埼玉県川越市大字吉田から越辺川への合流点まで
荒川水系高麗川 実施区間：埼玉県坂戸市大字森戸から越辺川への合流点まで
荒川水系都幾川 実施区間：左岸 埼玉県東松山市大字石橋から越辺川への合流点まで、右岸 埼玉県東松山市大字下唐子から越辺川への合流点まで
 - 指定の前提となる計画降雨
荒川流域の3日間総雨量 632mm
入間川流域の3日間総雨量 740mm
 - 関係市町村
<東京都>
豊田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
<埼玉県>
さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、東松山市、鴻巣市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、桶川市、北本市、富士見市、坂戸市、毛呂山町、川島町、吉見町、鳩山町

洪水氾濫による
家屋倒壊等
氾濫想定区域

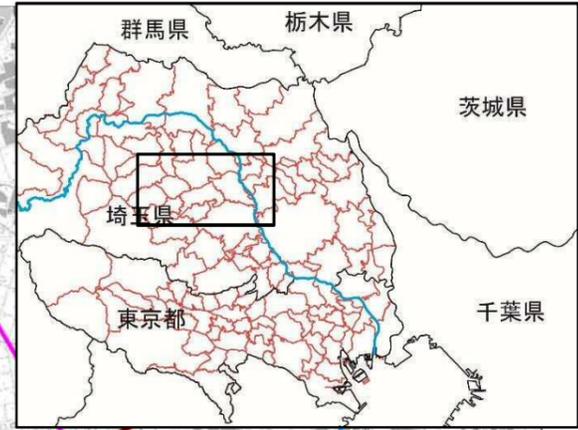
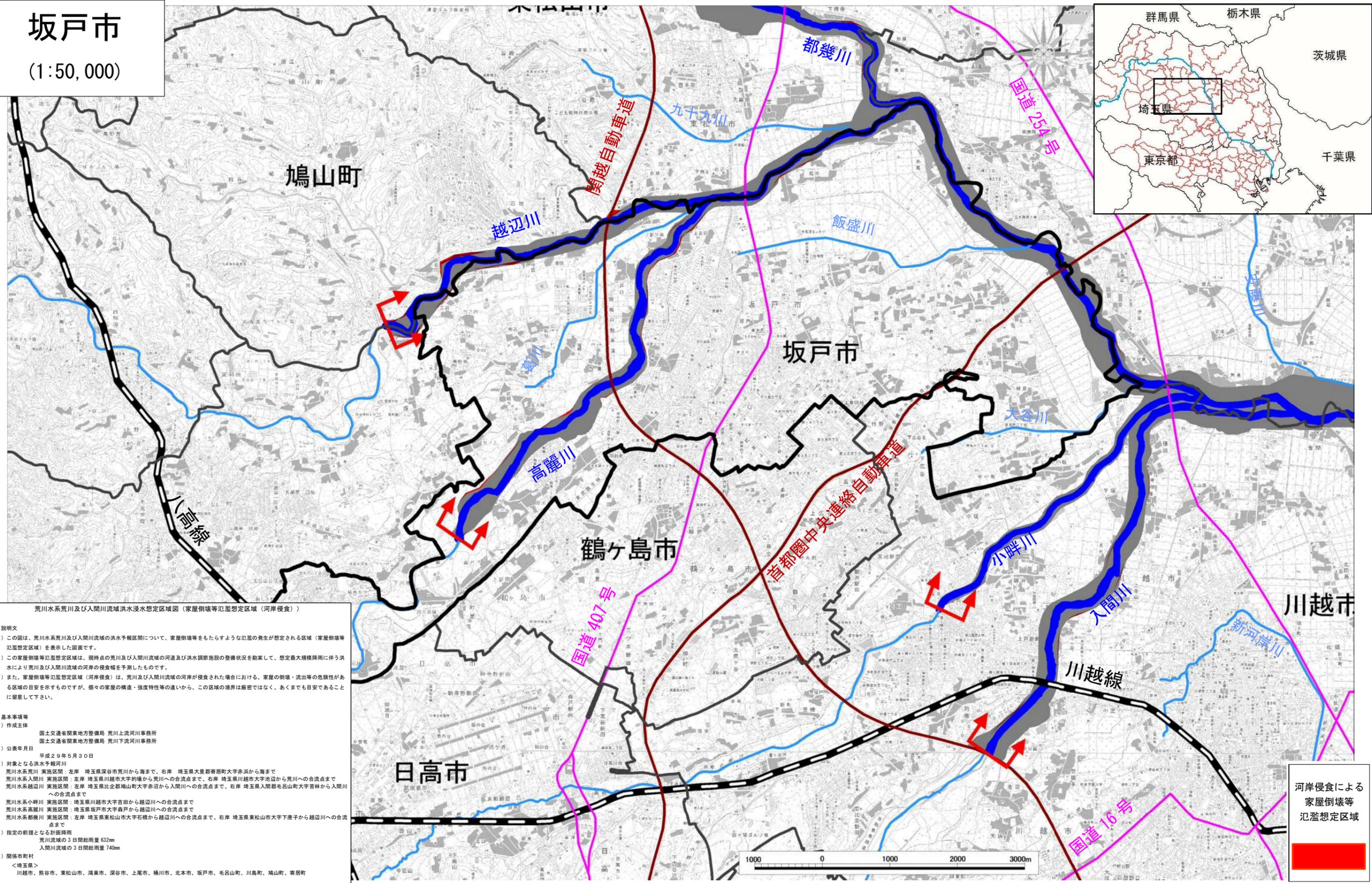


※「この地図は、国土院理院町の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1370号）」

荒川水系荒川及び入間川流域 洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））

坂戸市

(1:50,000)



荒川水系荒川及び入間川流域洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））

1 説明文
 (1) この図は、荒川水系荒川及び入間川流域の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）を表示した図面です。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、現時点の荒川及び入間川流域の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により荒川及び入間川流域の河岸の侵食を予測したものです。
 (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）は、荒川及び入間川流域の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまでも目安であることに留意して下さい。

2 基本事項等
 (1) 作成主体
 国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所
 国土交通省関東地方整備局 荒川下流河川事務所
 (2) 公表年月日
 平成29年5月30日
 (3) 対象となる洪水予報河川
 荒川水系荒川 実施区間：左岸 埼玉県深谷市荒川から海まで、右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜から海まで
 荒川水系入間川 実施区間：左岸 埼玉県川越市大字的場から荒川への合流点まで、右岸 埼玉県川越市大字池辺から荒川への合流点まで
 荒川水系越辺川 実施区間：左岸 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼から入間川への合流点まで、右岸 埼玉県入間郡毛呂山町大字菅林から入間川への合流点まで
 荒川水系小群川 実施区間：埼玉県川越市大字吉田から越辺川への合流点まで
 荒川水系高麗川 実施区間：埼玉県坂戸市大字森戸から越辺川への合流点まで
 荒川水系都幾川 実施区間：左岸 埼玉県東松山市大字石橋から越辺川への合流点まで、右岸 埼玉県東松山市大字下唐子から越辺川への合流点まで
 (4) 指定の前提となる計画降雨
 荒川流域の3日間総雨量 632mm
 入間川流域の3日間総雨量 740mm
 (5) 関係市町村
 <埼玉県>
 川越市、熊谷市、東松山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、桶川市、北本市、坂戸市、毛呂山町、川島町、鳩山町、寄居町

河岸侵食による
家屋倒壊等
氾濫想定区域

※「この地図は、国土院理院町の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1370号）」